

## 相続した土地の国庫帰属をお考えの方へ

相続した土地を国が引き取るためには、

土地の  
条件

があり、

手数料・  
負担金

の納付が必要です。

### 引き取れない土地の条件(詳しくは裏面のチェックシートで確認)

- 建物が建っている土地
- 抵当権、地役権などの権利がある土地  
⇒不明な場合は登記事項証明書でご確認ください。
- 通路や墓地など、ほかの人も使用する土地
- 境界がはっきりしない、または境界争いがある土地
- 土壌が汚染されている土地
- 危険な崖がある土地
- 地上に、管理に支障がある工作物、車両、樹木などがある土地
- 地下に、管理に支障がある物(建築資材、浄化槽など)がある土地
- そのほか、通常管理・処分のために追加の費用や労力がかかる土地

### 手数料・負担金

- 手数料 土地1筆ごとに**14,000円**(申請時に収入印紙で納付)  
⇒申請が却下、不承認となった場合や取り下げた場合でも**返還できません**。

#### ■負担金

- ①市街化区域、用途地域内の宅地、農地 ②農用地区域、土地改良区域の農地  
③森林 ⇒ **面積に応じた額**となります。

- ④上記以外の土地 ⇒ 面積にかかわらず、**20万円** です。

- 福岡県の国庫帰属の申請先は、福岡法務局**本局**となります。  
⇒ 福岡県外の土地の場合、各県にある法務局の本局となります。
- 国庫帰属の事前相談は、**予約制**です。  
相談は対面又は電話により、福岡法務局本局で実施しています。

予約は、電話(092-721-4575)又は  
下記URLより可能です。

法務局手続案内予約サービス

<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>

申請前に事前  
のご相談を!



不動産登記推進イメージキャラクター  
「トウキツネ」

国庫帰属制度の詳細は、法務省ホームページに掲載しています。



福岡法務局不動産登記部門

土地の条件について(チェックシート)

国庫帰属が認められるには、以下の項目すべてにチェックが入る必要があります。

(却下要件)		(根拠条文)
<input type="checkbox"/>	建物が建っている土地ではありません。	法2条3項1号
<input type="checkbox"/>	債務の担保(抵当権など)になっていたり、他人が使用する権利(賃借権、地上権、地役権など)が設定されている土地ではありません。	法2条3項2号
<input type="checkbox"/>	【森林の場合】森林組合等への管理や経営に関する委託契約を締結している土地、立木を第三者に販売する契約を締結している土地、入会権・経営管理権が設定されている土地ではありません。	法2条3項2号
<input type="checkbox"/>	【森林の場合】他人による使用が予定される林道、登山道が含まれる土地ではありません。	法2条3項3号
<input type="checkbox"/>	他人の使用が予定される土地(墓地、境内地、実際に通路・水道用地・用悪水路・ため池として使われている土地)ではありません。	法2条3項3号
<input type="checkbox"/>	特定有害物質により汚染されている土地ではありません。	法2条3項4号
<input type="checkbox"/>	境界(所有権の範囲)が明らかでない土地、所有権の存否や帰属、範囲について争いがある土地ではありません。	法2条3項5号

(不承認要件)		(根拠条文)
<input type="checkbox"/>	崖(勾配が30度以上であり、かつ、高さが5メートル以上のもの)がある土地のうち、擁壁工事が必要など、管理に追加の費用や労力がかかる土地ではありません。	法5条1項1号
<input type="checkbox"/>	通常管理・処分を妨げる工作物、車両、樹木などが地上にある土地ではありません。	法5条1項2号
<input type="checkbox"/>	通常管理・処分を妨げる物が地下に埋まっている土地	法5条1項3号
<input type="checkbox"/>	土地を管理・処分するために、隣の土地の所有者等とのトラブルを解決しなければならない土地(隣の土地の所有者等によって通行が実際に妨害されている土地、他人に土地が占有されていて所有者が自由に使えない土地など)ではありません。	法5条1項4号
<input type="checkbox"/>	【別荘地の場合】別荘地管理組合等から管理費用が請求されることがある土地ではありません。	法5条1項4号
<input type="checkbox"/>	土砂崩落、地割れなどを理由とする災害によって被害が発生することを防止するため、土地に追加で措置を講じなければならない土地ではありません。	法5条1項5号
<input type="checkbox"/>	鳥獣や病害虫などにより、土地や人の生命・身体、農産物や樹木に被害が生じる危険がある土地ではありません。	法5条1項5号
<input type="checkbox"/>	【森林の場合】適切な造林・間伐・保育が実施されておらず、国による整備が追加に必要な森林ではありません。	法5条1項5号
<input type="checkbox"/>	国が土地を引き取った後、通常管理費用以外の金銭を法令の規定に基づいて負担しなければならない土地ではありません。	法5条1項5号
<input type="checkbox"/>	国が土地を引き取ったことで、法令の規定に基づいて申請者の債務を国が引き継ぐことになる土地ではありません。	法5条1項5号